

報告第 1 1 7 号

平成 1 7 年 7 月 2 5 日承認

市民部会の事務事業詳細調整について（その 2）

市民部会（その 2）の事務事業詳細調整について別紙のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 7 年 6 月 2 9 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

詳細調整報告項目一覧

専門部会	分科会	番号	項目名
6 市民部会	1 市民生活・広聴分科会	14	町自治会長、地区自治会連合会長報償金
		15	地区自治会連合会活動
		16	地区自治会活動
		17	町自治会活動
		18	市政だより配布等
	4 防災交通安全分科会	2	地域防災計画
		3	災害対策本部
		5	総合防災訓練
		8	防災行政無線
		9	同報無線
		18	災害時における相互応援協定
	8 地域調整分科会	1	施設(集会所・会館)維持管理運営事業
		5	人権・同和問題事業補助金(運動団体等補助金)
		9	隣保館の設置及び管理に関する条例

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	市民	分科会名	市民生活・広聴
------------	----	-------------	---------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
14 町自治会長、地区自治会連合会長報償金	H18.4.1	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併に際し、単位自治会数は948と膨大な数となることから、一連合会として組織結成されるのが望まれるが、当面、旧市町村単位での地域別連合会として組織される方向である。 ・地域別の連合会組織へ支払う補助金等の内訳は、津市の例により「町自治会長・地区自治会連合会長報償金、地区自治会連合会活動費、地区自治会活動費、町自治会活動費」を統合したものとする。 ・自治会長への謝礼金及び自治会への補助金並びに市政だより配布等委託料については、10市町村の現行支給の総額相当額において整理する。 ・補助基準の統一については、各市町村の謝礼金及び補助金の性格や金額が異なることから、合併時には津市の例による暫定基準により運用する。 ・暫定基準による積算と、現給総額を比し、著しく差が生じた場合は、市町村間の活動レベルの均等化を図りつつ、新たな基準策定までは、相応の補填措置を講じるものとする。 ・それぞれ市町村独自に実施されている事業の補助制度については、新たな基準策定時に見直しを行うものとする。 ・掲示板補助金については、町活動補助金に含めるものとする。 	
15 地区自治会連合会活動			
16 地区自治会活動			
17 町自治会活動			
18 市政だより配布等		<p>・市広報紙、県政だより、県議会だより、回覧文書等の配布物については、確実に住民に届くことを基本に、新市移行時には混乱のないよう、極力、現在多くの市町村にて行われている配布方法、すなわち、行政から自治会へ配付を行い、自治会から各戸まで配付をしていただく方法を基本とする。</p> <p>また、配付回数については、月2回配付で統一することとする。</p> <p>なお、自治会配付が困難な世帯については、郵送等にて対応していく。</p> <p>・行政から自治会への配付方法については、現在、各市町村間にて差異があることから、合併と同時に専門業者へ委託を行い、自治会までの配布方法の統一を行う。</p> <p>・自治会からの各戸への配布に係る費用の支払い方法、経費の算定等については、現在の各市町村の実態等をふまえ、合併までに望ましいあり方を検討のうえ調整を行っていく。</p>	
		<p>-----</p> <p>詳細事項調整結果</p> <p>各地域別連合会組織へ支出する暫定基準は次のとおりとする。</p>	
		<p>1 町自治会長、地区自治会連合会長報償金</p> <p>(1) 交付先 単位自治会長、ブロック別連合会長とする。</p> <p>(2) 交付基準等 単位自治会長は世帯数に応じ、年額44,000円～47,000円、ブロック別連合会長は年額45,000円とする。 支出回数は年1回とする。</p>	
		<p>2 地区自治会連合会活動補助金</p> <p>(1) 交付先 地域別連合会</p> <p>(2) 交付基準等 補助金額は世帯数×22円とする。 支出回数は年1回とする。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	市民	分科会名	市民生活・広聴
------------	----	-------------	---------

区 分	統一時期	調整結果	備 考												
		<p>3 地区自治会活動補助金 (1) 交付先 ブロック別連合会</p> <p>(2) 交付基準等 補助金額は単位自治会数×4,000円とする。 支出回数は年1回とする。</p> <p>4 町自治会活動補助金 (1) 交付先 単位自治会</p> <p>(2) 交付基準等 補助金額は世帯数×400円とする。 支出回数は年1回とする。</p> <p>5 市政だより配布等委託料 (1) 委託先 単位自治会 ただし、契約に関しては単位自治会毎に締結することが困難であると思われるので、各地域の事情にあわせブロック別連合会または地域別連合会で締結する。</p> <p>(2) 委託基準等 金額は世帯数×1,042円とする。 支出回数は年2回とする。</p> <p>6 激変緩和措置 協議会協議第30号の調整額試算の例により、平成16年度の実績額を基礎として、95%程度を上限に措置をする。 ただし、統一基準を策定し、5年以内に移行できるよう努める。</p> <p style="text-align: center;">参 考</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種 別</th> <th style="width: 50%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">合併後の見込数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域別連合会</td> <td>旧市町村ごとに組織された、ブロック別連合会の連合組織</td> <td>10組織</td> </tr> <tr> <td>ブロック別連合会</td> <td>概ね小学校区ごとに組織された、単位自治会の連合組織</td> <td>約70組織</td> </tr> <tr> <td>単位自治会</td> <td>いわゆる町自治会で、自治会の最小単位組織</td> <td>約950組織</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	合併後の見込数	地域別連合会	旧市町村ごとに組織された、ブロック別連合会の連合組織	10組織	ブロック別連合会	概ね小学校区ごとに組織された、単位自治会の連合組織	約70組織	単位自治会	いわゆる町自治会で、自治会の最小単位組織	約950組織	
種 別	内 容	合併後の見込数													
地域別連合会	旧市町村ごとに組織された、ブロック別連合会の連合組織	10組織													
ブロック別連合会	概ね小学校区ごとに組織された、単位自治会の連合組織	約70組織													
単位自治会	いわゆる町自治会で、自治会の最小単位組織	約950組織													

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	市民	分科会名	防災交通安全
区 分	統一時期	調整結果	備 考
2 地域防災計画	合併後1年	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各行政単位の地域防災計画の特性を考慮し策定する。 ・新市地域防災計画が完成するまでは、旧市町村単位の地域防災計画で暫定運用する。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 津波や液状化が起こりやすいとされる海岸部、土石流や地滑り等の土砂災害などが発生するおそれのある山間地、水害が発生しやすい河川流域等多種多様な自然災害に対応できる防災計画を策定する必要がある。 また、新市域700平方キロメートル余の区域をカバーすることとなり、雲出川や安濃川のように流域の長い河川の防災対策や応急対策、集中豪雨などの局地災害に対応できる体制や情報伝達手法など、地域の災害特性と地域の社会環境を考慮し、策定する。</p> <p>2 事務内容 (1)平成17年度において業者委託し、合併時までに県との事前協議に入る。 (2)合併後、速やかに防災会議委員を委嘱し、新市地域防災計画を策定する。 (3)新市地域防災計画が策定されるまでの間は、合併までに策定する地域防災計画案を新市の暫定計画として運用する。</p>	暫定運用については、合併と同時
3 災害対策本部	合併後1年	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画で位置づけるが、完成するまでは新市の組織を考慮し、災害対策本部の事務を遂行できる組織を暫定的に編成する。 <hr style="border-top: 1px dotted black;"/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>新市において災害が発生し、または、災害が発生する恐れがある場合において、市長は新市地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置する。 ただし、新市地域防災計画が策定されるまでの間は、合併までに策定する地域防災計画案を新市の暫定計画として運用する。</p>	暫定運用については、合併と同時

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	市民	分科会名	防災交通安全
区 分	統一時期	調整結果	備 考
5 総合防災訓練	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・訓練項目、場所等調整のうえ実施する。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 実践的な対策訓練を通して、防災関係機関相互の協力体制を強化し、民間事業所や自主防災組織等の防災技術の向上及び地域住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>2 名称 市民総ぐるみ総合防災訓練</p> <p>3 訓練項目 避難訓練、避難誘導訓練、初期消火訓練、救出・救護訓練、避難所開設・運営訓練等</p> <p>4 場所 地区人口や訓練用地を勘案しながら、毎年一箇所ずつ順次持ち回りで実施</p> <p>5 実施日 防災の日（9月1日）</p> <p>6 参加対象 防災関係機関、自主防災会、小学生等の一般市民</p>	
8 防災行政無線	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 ・電波法の規定により次の事業実施計画に基づき防災無線を整備する。</p> <p>平成15年度：基本設計業務委託 平成16年度：実施設計及び設置計画書作成業務を委託予定、電監ヒアリング 平成17～18年度：整備工事、電波申請 平成19年度：防災無線システム施行 ただし、本稼働までは暫定運用とする。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>防災行政無線は、災害時において最も重要な通信手段となるべきものであるため、事業計画にそって整備を進める。 ただし、本稼働予定は平成20年度のため、新市発足時は本庁と総合支所を、津市防災行政無線及びNTT回線（有線）で接続する暫定統合で運用する。 また、各総合支所の移動系については現行のままとする。</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	市民	分科会名	防災交通安全
------------	----	-------------	--------

区 分	統一時期	調整結果	備 考
9 同報無線	合併後3年	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容 合併後、3年間程度で次のことを調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周波数の統一化 ・機器の更新計画 ・未設置箇所への対応 ・基地局の選定 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果 各市町村(香良洲、一志、白山)が所有している地域防災無線(同報系)については、現行のまま新市に引き継ぎ暫定的な運用とする。</p> <p>同報無線は、災害時に地域住民に対して避難勧告等の情報伝達手段として非常に有効であるため、本庁から総合支所(香良洲、一志、白山)への情報伝達を、津市の防災行政無線及びN T T 回線(有線)により行う。</p>	暫定運用については、合併と同時
18 災害時における相互応援協定	合併と同時	<p>調整内容表(様式4) 調整の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の協定については、新市においても新たに協定締結をする。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>詳細事項調整結果 合併関係市町村が協定している相互応援協定については、新市においても相手方との協議をし、基本的には協定締結をする。</p> <p>県市町村災害応援協定(三重県及び県内市町村) 災害時における輸送業務に関する協定(赤帽三重県軽自動車運送協同組合) 郵便局災害応援協定(新市区内郵便局) 大規模災害時の相互応援に関する協定(競艇開催16市町村) 災害防止協定(東邦ガス) 災害救護活動協定(新市2医師会連絡協議会) 応急食糧の緊急引渡しについての協定書(三重県)など</p>	

事務事業詳細事項調整結果一覧

部会名	市民	分科会名	地域調整
区 分	統一時期	調整結果	備 考
1 施設（集会所・会館）維持管理運営事業	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 施設の日常の管理運営に係る補助金及び委託料については、合併時まで地元自治会との協議を行い、平成16年度で廃止する。</p> <p>また、施設の維持管理運営に要する経費の負担については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果 市町村が設置した会館・集会所については、適切な維持管理運営を図るため、日常の管理は地元自治会とする。</p> <p>なお、18年度から補助金及び委託料は交付しない。</p> <p>また、施設の維持管理運営に要する経費の負担については、現行のまま新市に引き継ぐが、合併後3年程度を目途に地元負担の方向で調整する。</p> <p>津 市：集会所4か所、会館4か所 久居市：集会所6か所 芸濃町：集会所6か所 美里村：集会所1か所 一志町：集会所6か所 白山町：集会所13か所 美杉村：隣保館分館8か所</p>	
5 人権・同和問題事業補助金（運動団体等補助金）	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 津市においては当補助制度は合併までの方向付けがなされているが、他の実施市町村では各団体への補助金額、補助内容、今後の考え方など取り扱いが異なっている。</p> <p>このため、新市における当補助金のあり方について、合併時まで津市の考え方を基に整理・調整を図る。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 社会福祉の向上を図るために、人権・同和問題関係団体等の活動に対し補助する。</p> <p>2 補助金額 団体への活動補助金は現行のままとする。ただし、補助金の限度額は30万円とする。</p>	
9 隣保館の設置及び管理に関する条例	合併と同時	<p>調整内容表（様式4） 調整の具体的内容 法失効後の隣保館の位置づけ、名称、職員体制、事務事業の内容など、全国隣保館連絡協議会の指導内容等を踏まえ合併時まで調整を図る。</p> <hr/> <p>詳細事項調整結果</p> <p>1 目的 地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行える施設として、隣保館を設置する。</p> <p>2 事業内容 (1) 社会調整及び研究事業 (2) 相談事業 (3) 地域福祉事業 (4) 啓発及び広報活動事業 (5) 地域交流事業 (6) 小規模地域対策事業 (7) 青少年指導育成事業 (8) 隣保館デイサービス事業 (9) 地域交流促進事業 (10) 継続的相談援助事業 (11) その他必要事業</p> <p>3 その他 津市隣保館の設置及び管理に関する条例及び津市隣保館の設置及び管理に関する条例施行規則とし、各施設の名称、職員体制については、現行のとおりとする。</p>	